

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 職権による証拠提出命令制度の廃止 (第 445 条の 2 関係)
- 審判開始の決定をした裁判所の職権による証拠提出命令制度を廃止する。

二 職権による証拠開示命令制度の創設 (第 445 条の 2 の 2 関係)

- 1 審判開始の決定をした裁判所は、原判決の証拠の証明力を判断するために重要であると認められる証拠について、その重要性の程度その他の再審請求者又は弁護人に開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の再審請求者又は弁護人に対する開示を命ずることができる。
- 2 1 の開示は、次に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ次に定める機会を与える方法によりするものとする。
 - (1) 再審請求者 1 の証拠を閲覧する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）
 - (2) 弁護人 1 の証拠を閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）
- 3 裁判所は、1 の決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。
- 4 1 の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

三 その他

その他所要の規定の整理を行う。